

地域スポーツクラブ活動育成事業
スポーツハラスメント防止・予防啓発事業企画提案の募集について

企画提案応募要領

1 趣旨

スポーツハラスメントは、スポーツの現場における「暴力」、「暴言」、「差別」などの、安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為であり、指導者と選手間のみならず、スポーツ現場の関係者の「誰によっても」「誰に対してであっても」起こりえる行為とされている。

日本スポーツ協会に寄せられたスポーツハラスメントに関する相談件数は（2023年）は485件と過去最多となっており、スポーツに関わる全ての人が関心を持つとともに、理解を深め学びあい、防止に向けた行動に取り組む必要がある。

本事業では、スポーツハラスメントの防止及び予防啓発について関係者の理解を深め、良好なスポーツ環境の改善を図るための事業とする。

2 委託業務の内容

別添「スポーツハラスメント防止・予防啓発事業企画提案仕様書」のとおり。

3 業務委託の期間

契約締結の日から令和8年1月30日

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（注）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記の事業内容を的確に実施できる能力を有すること。

- (3) 今回の委託に際して、正副3名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について十分な遂行体制がとれること。

- (4) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(2)、(3)、(4)の要件を満たす者であること。

5 応募の手続

(1) 応募要領等の掲載

ア 掲載期間：公告の日から令和7年9月11日（木）15時まで

イ 入手方法：沖縄県ホームページの「応募・入札」またはスポーツ振興課ホームページからダウンロード

(2) 企画提案書の提出について

ア 提出期限：令和7年9月11日（木）15時

※提出期限後の提出については、受付いたしません。

イ 提出書類：「6 提出書類」に定める書類

ウ 提出部数：8部（正本1部及び副本7部）

エ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段を取るものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

オ 提出先 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁8階

電話番号 098-866-2708 FAX番号 098-866-2729

(3) 質問事項受付期間

ア 受付期間：令和7年9月4日（木）12時まで

イ 質問方法：別紙1「質問書」により電子メールで提出すること。

aa082200@pref.okinawa.lg.jp

ウ 回答方法：スポーツ振興課ホームページにて随時掲載

6 提出書類

(1) 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・【様式1】

(2) 企画提案書・・・・・・・・・・【様式2】

A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。

独自の提案も可とする。ただし、企画提案仕様書に記載されている委託業務の内容と区別して記載すること。

(3) 委託業務の年間スケジュール表・・・・・・・・【様式3】

(4) 会社概要（組織図、業務内容、資格等）・・・・【様式4】

(5) 委託業務の執行体制・・・・・・・・・・【様式5】

(6) 実績書・・・・・・・・・・【様式6】

(7) 積算書・・・・・・・・・・【様式7】

積算の費目については、企画提案仕様書の「5（2）経費の計上」を参照すること。

(8) 定款及び寄付行為

(9) 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

(10) 滞納がないことの証明書

① 県税

主たる事業所等の所在地を管轄する事務所等が発行する課税されている全ての税目について滞納がない旨の証明書

② 国税

主たる事業所等の所在地を管轄する税務署が発行する納税証明書（その３の３）

※提出書類は【様式１～７】の順で並べインデックスを張り、左横２穴パンチ（左スペース２ｃｍ以上）、クリップ止めで提出すること（ホッチキス、ファイル閉じ不可）

※共同企業体の場合は、構成員ごとに会社概要書、実績書を作成するとともに、共同企業体協定書を添付すること。

7 企画提案書の仕様

- (1) A4 版（色刷り可）を基本とし、必要に応じて縦置き及び横置きを可とする。なお、記載にあたっては、理解を容易にするため、イラスト・イメージ図等を使用してもよい。
- (2) 各書類には、表紙・目次を除いて通し番号によるページを付すこと。

8 委託業者の選定方法

- (1) 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課において、第一次審査（資格及び書類審査）を行い、上位３社程度（一次審査の状況等により増減することがある）を選定する。
- (2) 応募件数が３社未満の場合の第一次審査は資格審査のみとし、適格者全てを二次審査の対象とする。
- (3) 選定された事業者に対しては、結果及び二次審査（プレゼンテーション）実施日時を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、結果等通知は電子メールで行う。なお、プレゼンテーションを要せず、担当課から事業者へ質問を出し、その回答を含めて審査することもある。
- (4) 第二次審査は、第一次審査選定業者の提案書の内容や経費等について、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において総合的な観点から審査し、提案内容等の優れた順で順位をつける。その後、審査会からの意見に基づき、委託予定業者を決定し、審査対象者全社へ結果を電子メールで通知する。
なお、第二次審査の日程は令和７年９月下旬を予定している。
- (5) 選定にかかる留意事項
 - ア 審査会は非公開で行い、審査の経過状況、点数及び順位等に関する問い合わせには応じない。また、審査等についての異議申し立て等は受け付けない。
 - イ 審査の結果については、県が決定した委託予定業者名の発表のみとする。
 - ウ 審査会により選定した事業者が辞退した場合、または県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。
 - エ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

9 見積もりに関する要件

今回の企画提案については、3,000,000 円以内（消費税込）で見積もること。

※この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なることがある。

10 契約保証金について（沖縄県財務規則第 101 条抜粋）

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 募集要領に違反すると認められる場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 企画提案書や関連する事項について、提出後ヒアリングを行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、企画提案の主たる内容に影響しない軽微な変更を除き、原則認めない。
- (5) 企画提案書等の作成・提出及びプレゼンテーションに要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、当該提案者の負担とする。
- (6) 提出された書類については返却しない。
- (7) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (8) 委託先の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

12 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

T E L : 098-866-2708、F A X : 098-866-2729

メール : aa082200@pref.okinawa.lg.jp